

「2020年過去問攻略講座 PART 1 (関税法)」で学習されている皆様へ

2020年5月11日

LEC 東京リーガルマインド

通関士試験受験指導部

2020年過去問攻略講座 PART 1 (関税法)の訂正

「2020年過去問攻略講座 PART 1 (関税法)」のレジュメ (QU20011) におきまして訂正がございます。ご受講の皆様には大変ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。今後はかかることのなきよう、十分注意して参る所存です。

以下に訂正箇所をご案内致しますので、復習に際しては十分ご注意頂きますようお願い申し上げます。

2020年過去問攻略講座 PART1(関税法) (QU20011)

該当箇所	誤	正
P88 「第5章 運送 1 保税運送」肢5の 解説 ※解答が誤りである ことに変更はない	日本郵便株式会社は、簡易扱いされる郵便物で、税関長に提示され、税関職員による必要な検査が行われ、当該検査が終了したことをについて税関長から日本郵便株式会社に通知があったものについては、税関空港相互間を運送しようとする場合であっても、税関長の承認を要せず、届出により行うことができる。	日本郵便株式会社は、簡易扱いされる郵便物で、税関長に提示され、税関職員による必要な検査が行われ、当該検査が終了したことをについて税関長から日本郵便株式会社に通知があったものは「 <u>特定郵便物</u> 」に該当するため、税関空港相互間を運送しようとする場合であっても、 <u>届出も含めて何ら手続を要しない。</u>



0 001721 200151

QU20015